

## 6. 福祉用具、住宅改修

## 介護保険における福祉用具・住宅改修

### 1. 概要

福祉用具は、利用者にとって役立つというだけではなく、腰痛予防等介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていく上で重要な役割を果たしており、また、利用者が、在宅生活を継続するため福祉用具を効果的に活用するためには住宅のバリアフリー化等の住環境の整備を行う必要がある。

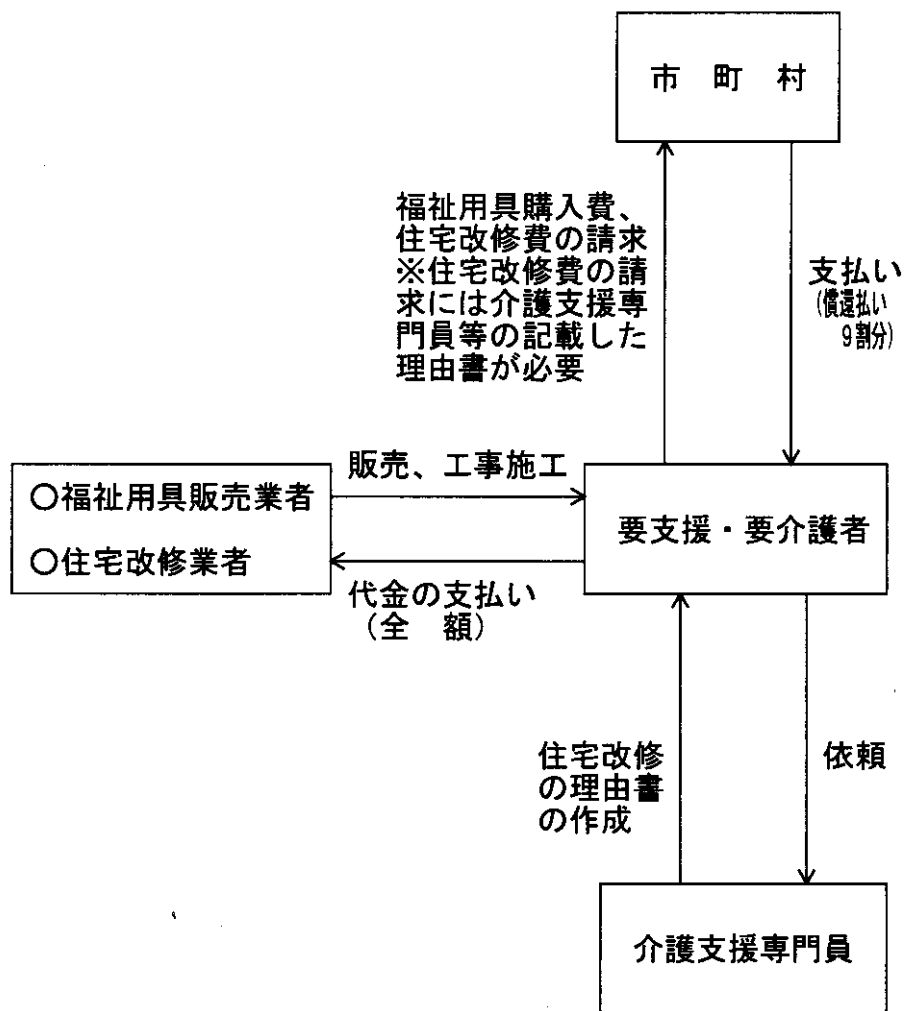
このため、介護保険においては、福祉用具及び住宅改修を在宅サービスとして位置づけ、その費用について介護保険の給付対象としているところである。

### 2. 給付内容

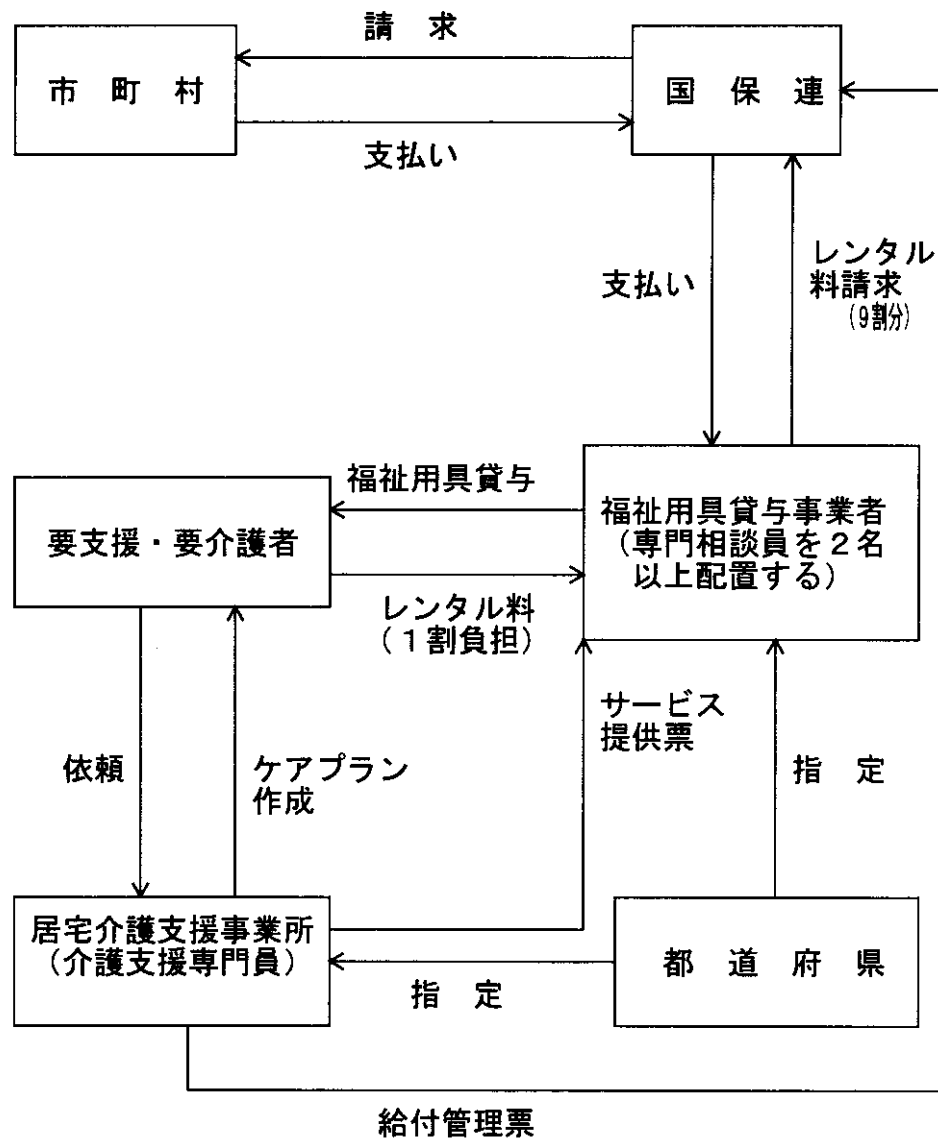
	給 付 概 要	対 象 種 目
福祉用具貸与	<p>福祉用具は、対象者が高齢者であり、身体状況や介護度が変化しやすいこと等を考慮して原則として貸与としている。</p> <p>利用者が、都道府県知事が指定した福祉用具貸与事業者から、厚生労働大臣が定めた福祉用具のレンタルを受けた場合、レンタル料の9割が保険から支給される。</p> <p>(支給限度基準額) 要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす</li> <li>・車いす付属品</li> <li>・特殊寝台</li> <li>・特殊寝台付属品</li> <li>・じょく瘡予防用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり</li> <li>・スロープ</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・痴呆性老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト(つり具の部分を除く)</li> </ul>
福祉用具購入	<p>入浴、排泄に供する物のように他人が使用したものを再利用することには心理的抵抗感があるものについては購入対象としている。</p> <p>利用者が厚生労働大臣が定めた特定福祉用具を購入した場合、購入費の9割が保険から償還払いにより支給される。</p> <p>(支給限度基準額) 10万円 ※同一支給限度額管理期間内(4月1日～3月31日)は、原則同一種目につき1回の支給に限られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・特殊尿器</li> <li>・入浴補助用具</li> <li>〔入浴用いす、浴槽用手すり〕 〔浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ〕</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>
住宅改修	<p>利用者が一般的な住宅改修として、「手すりの取付け」等厚生労働大臣が定めた住宅改修を行った場合、工事費の9割が保険から償還払いにより支給される。</p> <p>(支給限度基準額) 20万円 ※原則ひとり生涯20万円まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け</li> <li>・段差の解消</li> <li>・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>・引き戸等への扉の取替え</li> <li>・洋式便器等への便器の取替え</li> <li>・その他前記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</li> </ul>

# 介護保険における福祉用具の貸与及び購入並びに住宅改修の流れ図

## 福祉用具購入及び住宅改修



## 福祉用具貸与



福祉用具貸与(訪問通所サービス)関係介護保険給付の給付状況 (国保連調)

(単位:億円)

12年度	平成12年4月 サービス分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成13年1月	2月	3月	合計
福祉用具貸与	4	12	19	20	23	26	28	30	31	34	35	38	300

13年度	平成13年4月 サービス分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成14年1月	2月	3月	合計
福祉用具貸与	40	44	46	49	51	54	56	58	60	61	63	65	647

14年度	平成14年4月 サービス分	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成15年1月	2月	3月	合計
福祉用具貸与	69	72	75	78	79	82	85	86	87	89	90		892

特定福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費等の給付状況 (厚生労働省調)

(単位:百万円)

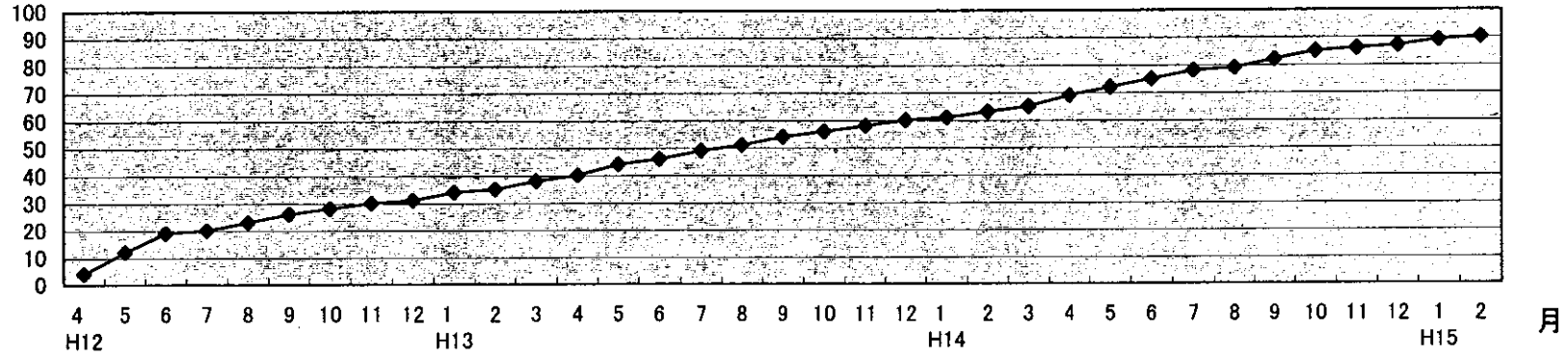
12年度	平成12年4、5 月サービス分	5、6月	6、7月	7、8月	8、9月	9、10月	10、11月	11、12月	12月、 平成13年1月	1、2月	2、3月	3、4月	合計
福祉用具購入費	146	295	400	447	473	520	533	588	565	565	760	485	5,777
住宅改修費	182	569	970	1,265	1,373	1,499	1,651	1,834	1,816	1,803	2,367	1,513	16,842

13年度	平成13年4、5 月サービス分	5、6月	6、7月	7、8月	8、9月	9、10月	10、11月	11、12月	12月、 平成14年1月	1、2月	2、3月	3、4月	合計
福祉用具購入費	643	647	679	676	653	693	743	748	748	717	853	730	8,530
住宅改修費	2,067	2,295	2,429	2,547	2,388	2,553	2,694	2,862	2,842	2,601	2,904	2,435	30,617

14年度	平成14年4、5 月サービス分	5、6月	6、7月	7、8月	8、9月	9、10月	10、11月	11、12月	12月、 平成15年1月	1、2月	2、3月	3、4月	合計
福祉用具購入費	796	789	827	819	786	830	874	868	875	838			8,302
住宅改修費	2,920	3,060	3,300	3,249	3,122	3,272	3,372	3,343	3,377	3,072			32,087

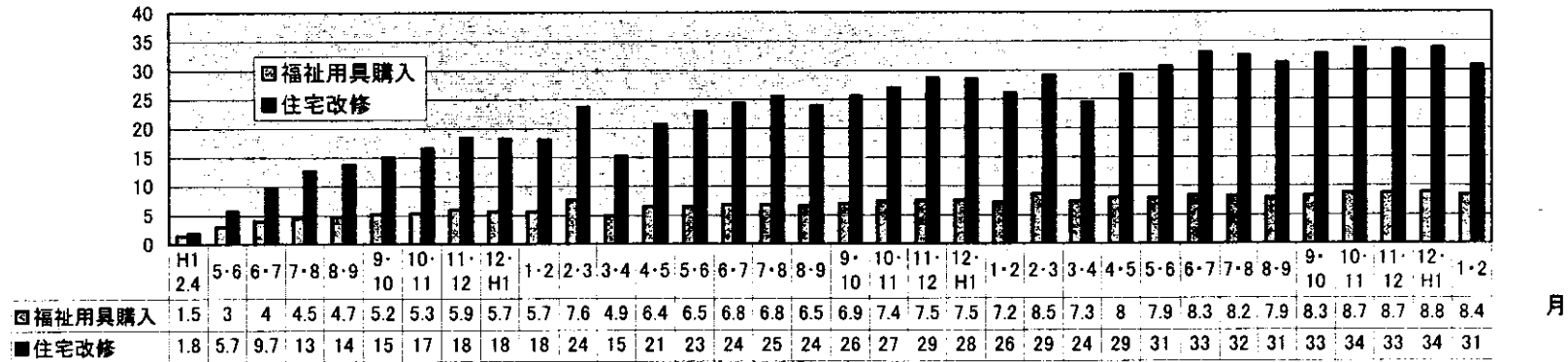
福祉用具貸与の給付状況

億円



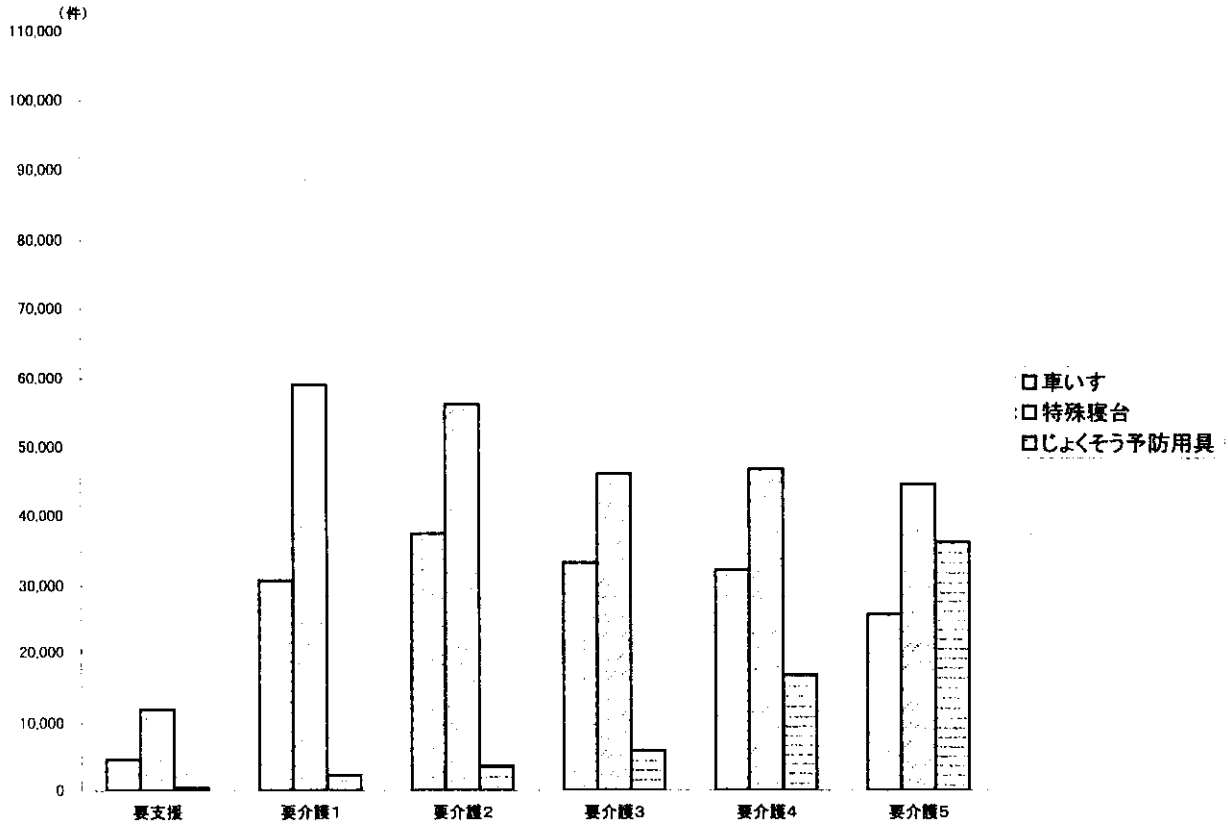
福祉用具購入費と住宅改修費の給付状況

億円

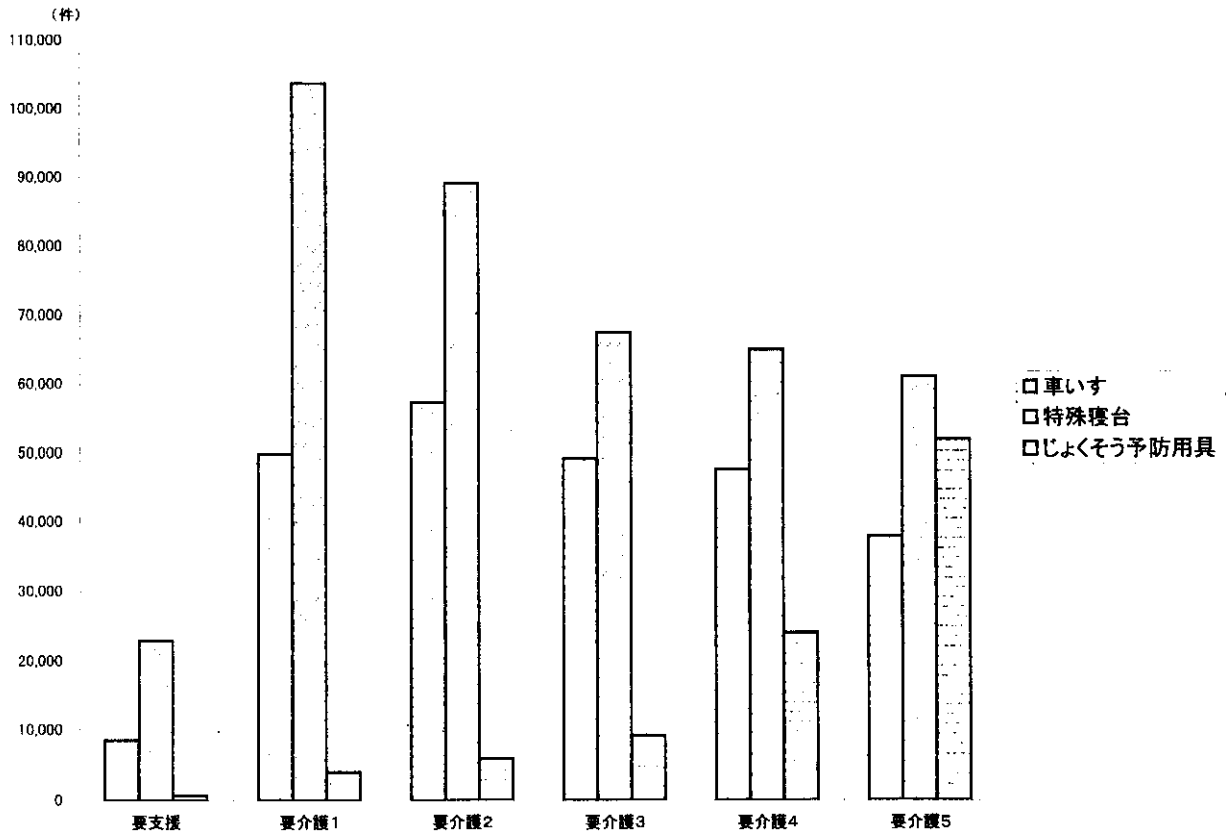


要介護度別にみた福祉用具貸与種目別利用件数

平成13年10月



平成14年10月



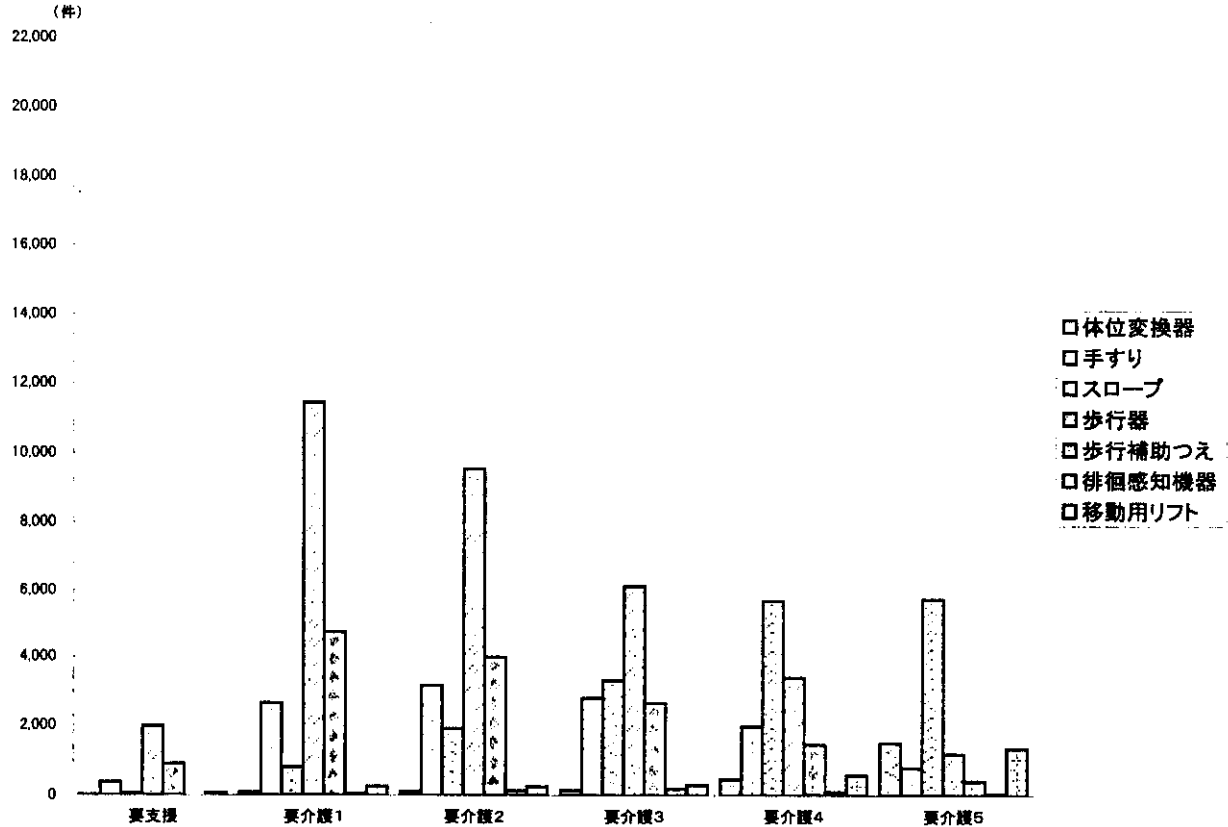
注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\*介護給付費実態調査

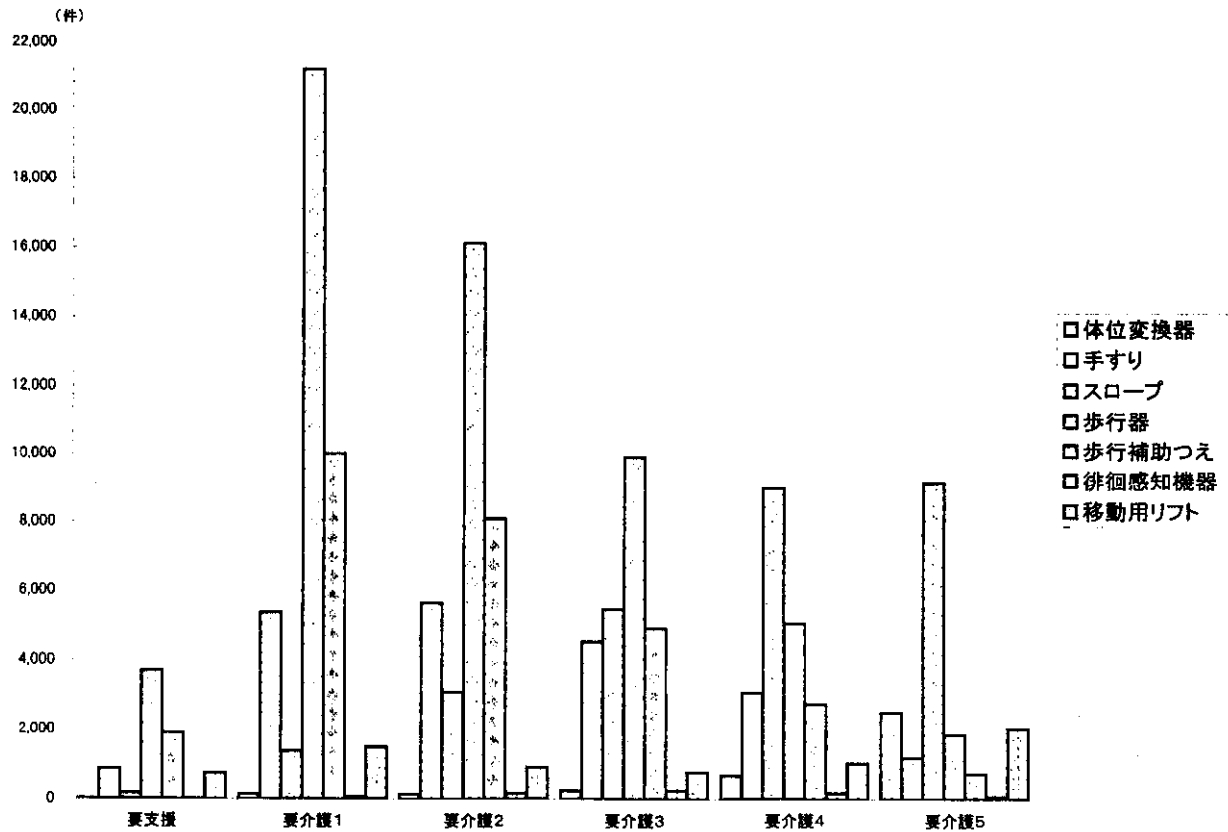
(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

## 要介護度別にみた福祉用具貸与種目別利用件数

平成13年10月



平成14年10月

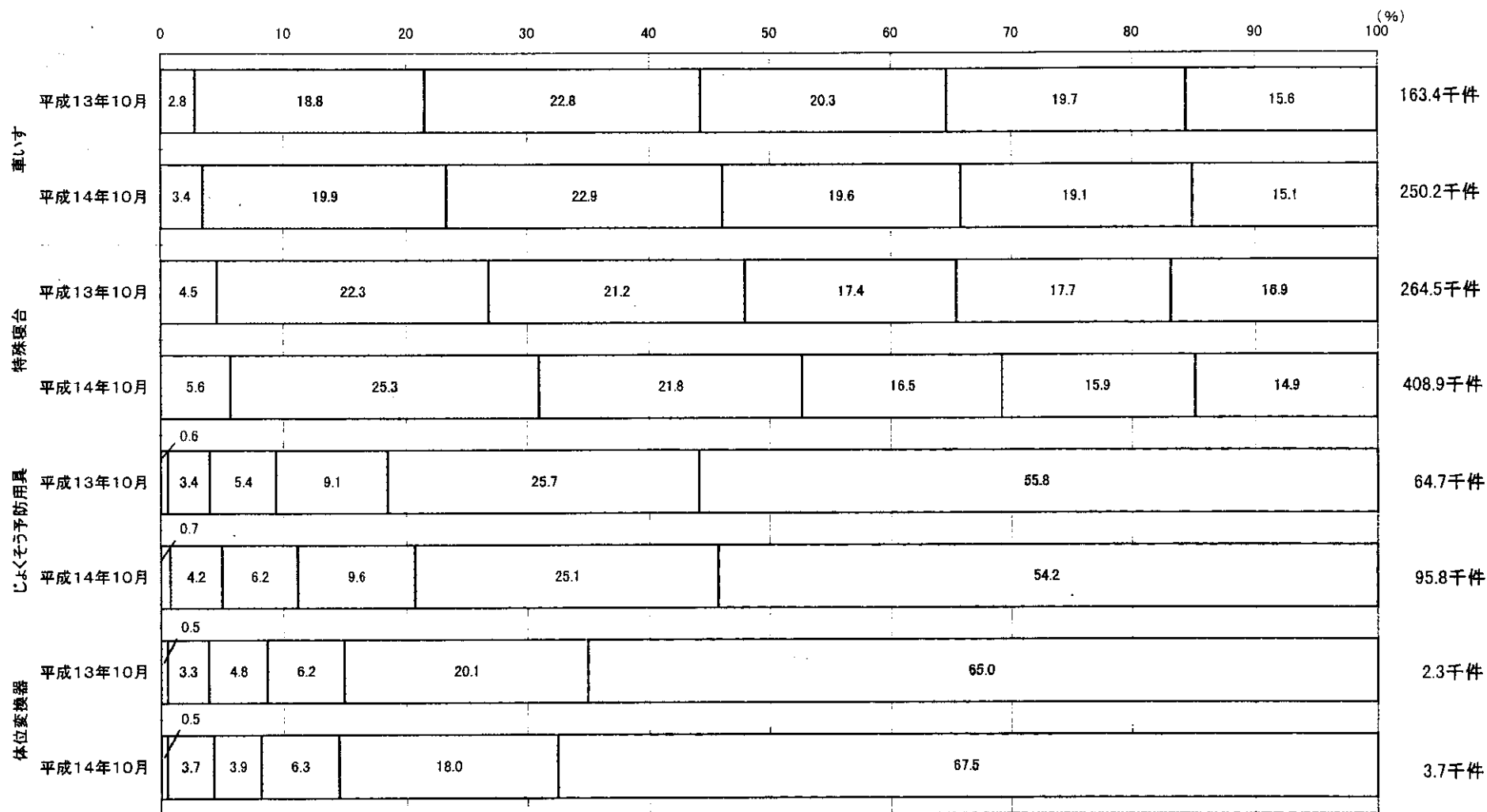


注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\*介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

# 福祉用具貸与種目別にみた要介護状態区別構成割合の推移



□要支援 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

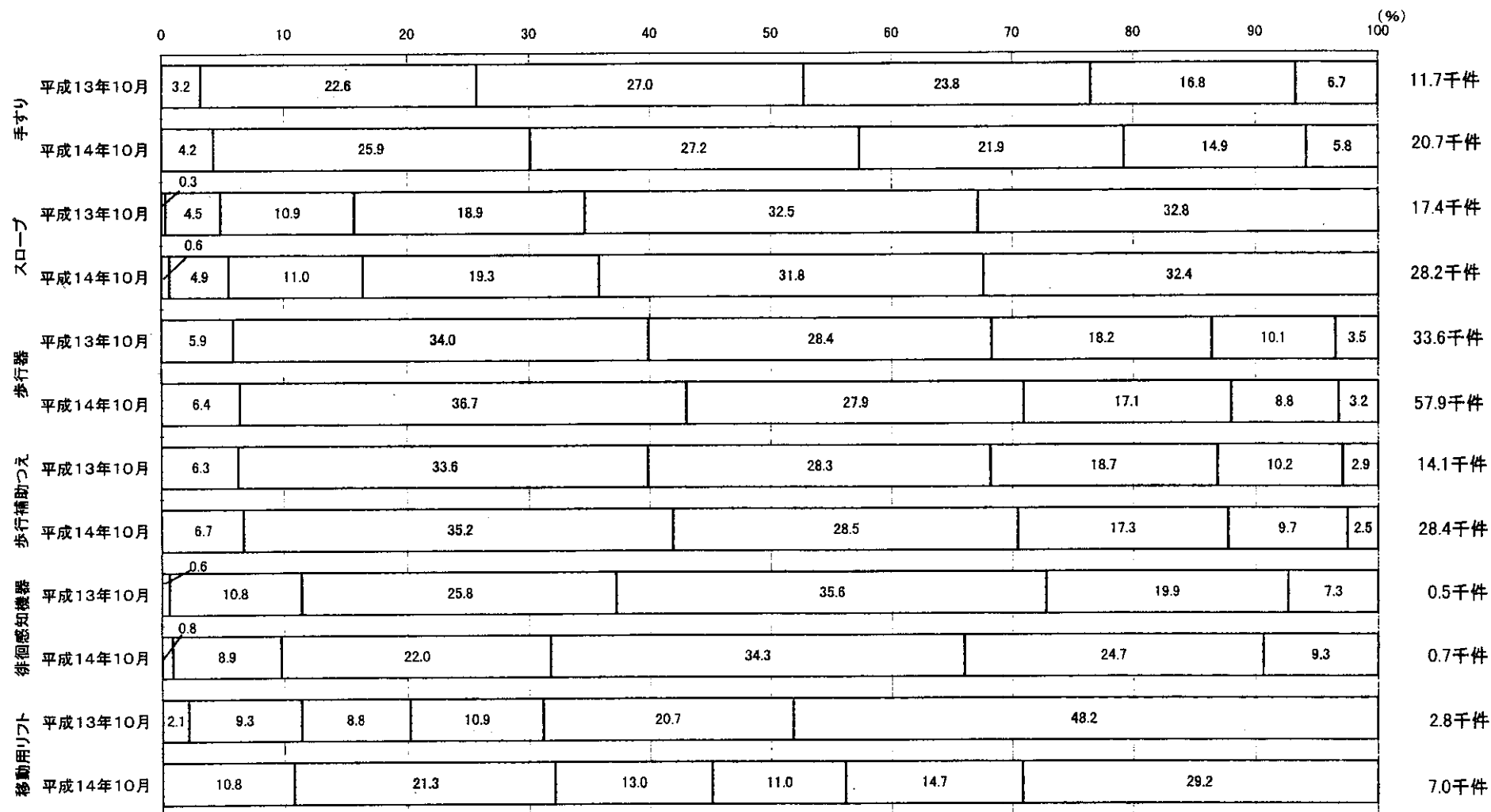
注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\*介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)



# 福祉用具貸与種目別にみた要介護状態区分別構成割合の推移



□要支援 □要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

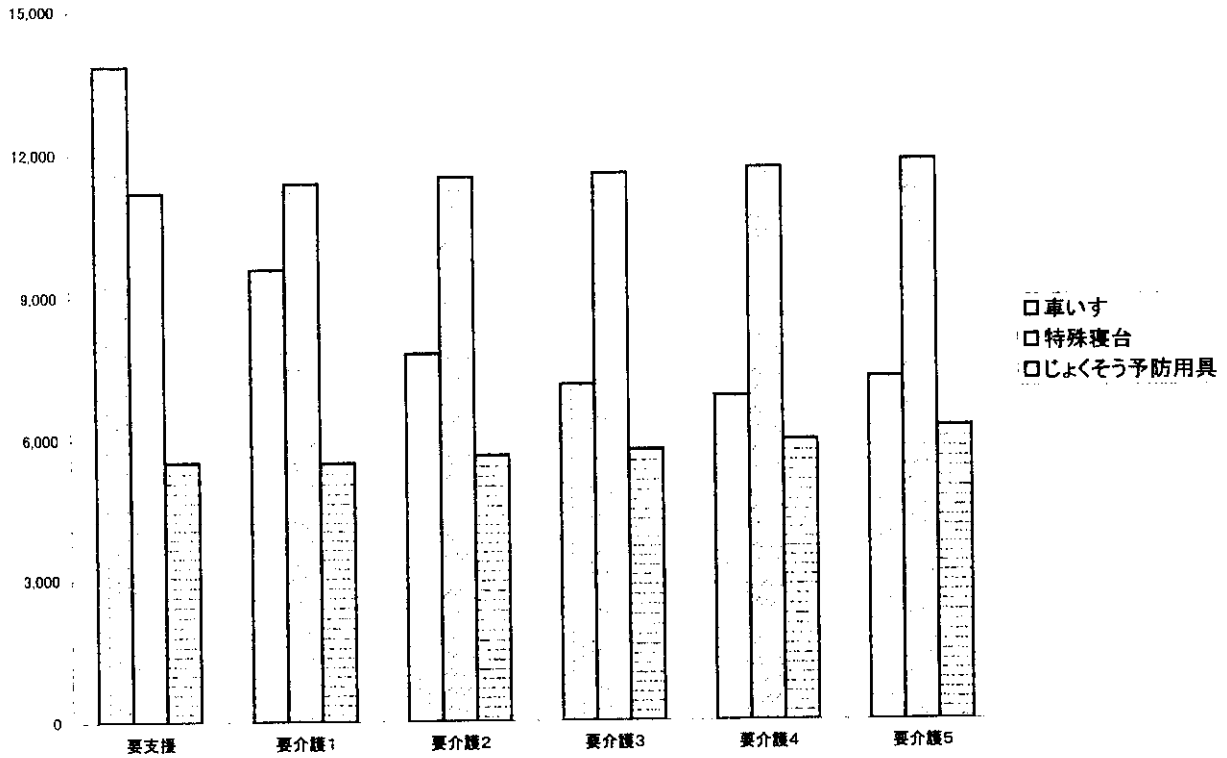
\*介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

要介護度別にみた福祉用具貸与種目別1件あたり費用(月額)

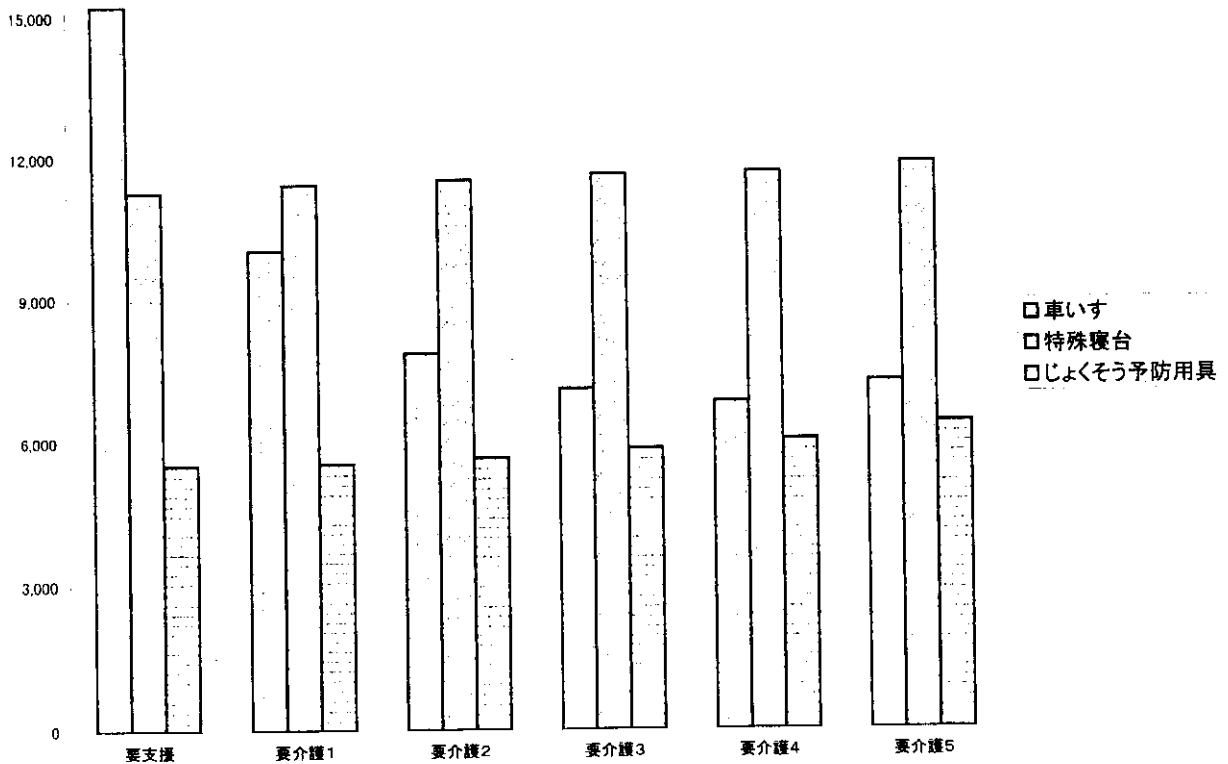
平成13年10月

(円)



平成14年10月

(円)



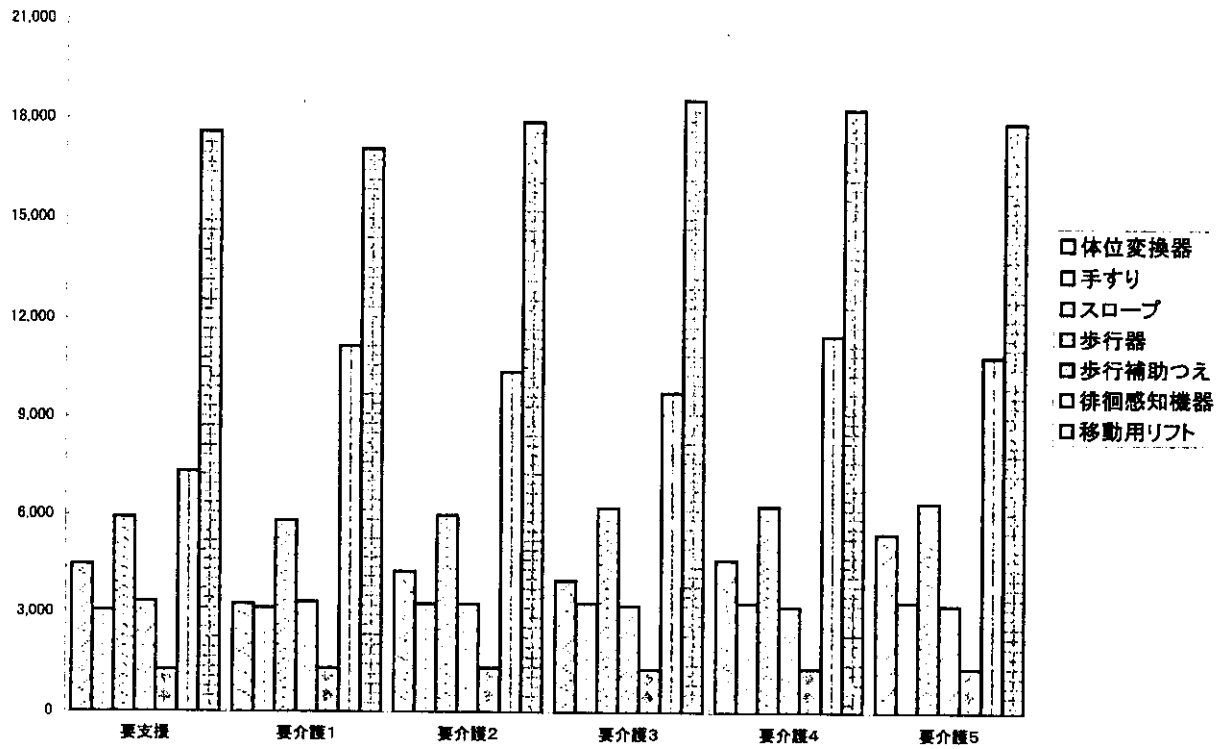
注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\*介護給付費実態調査

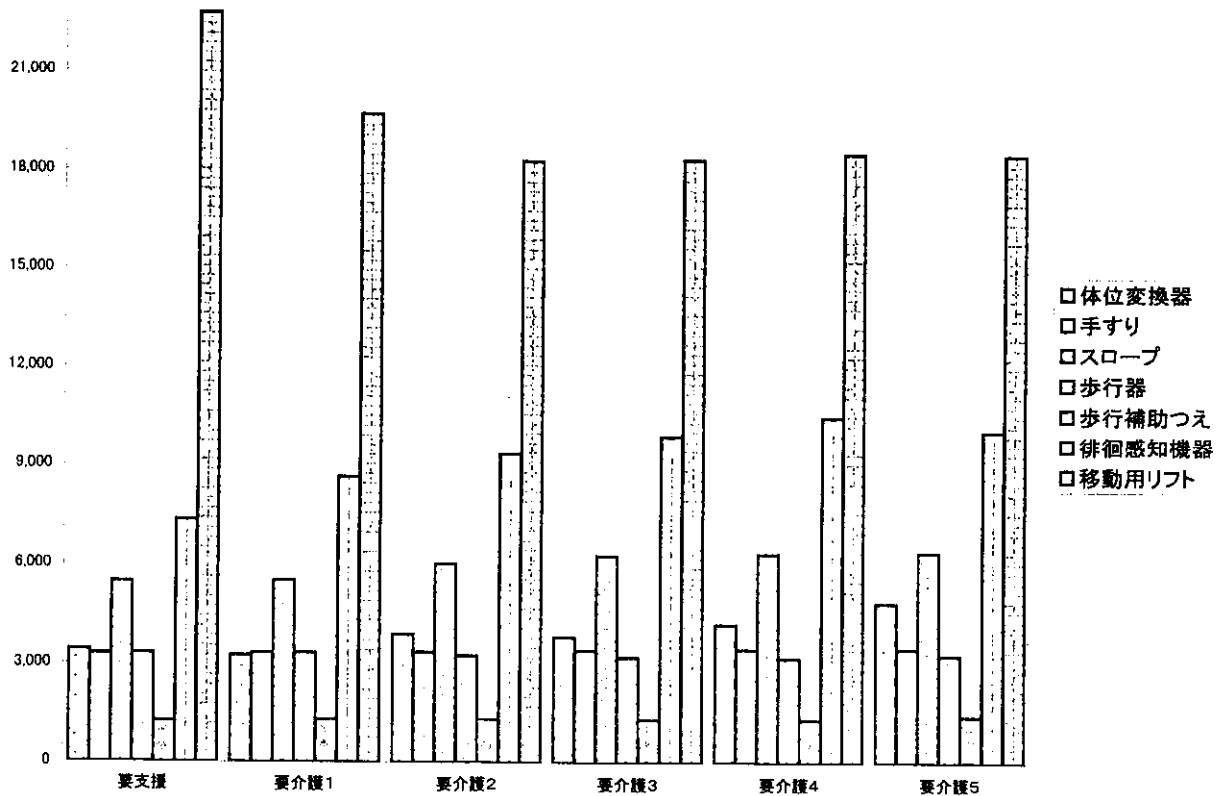
(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

要介護度別にみた福祉用具貸与種目別1件あたり費用(月額)

平成13年10月  
(円)



平成14年10月  
(円)



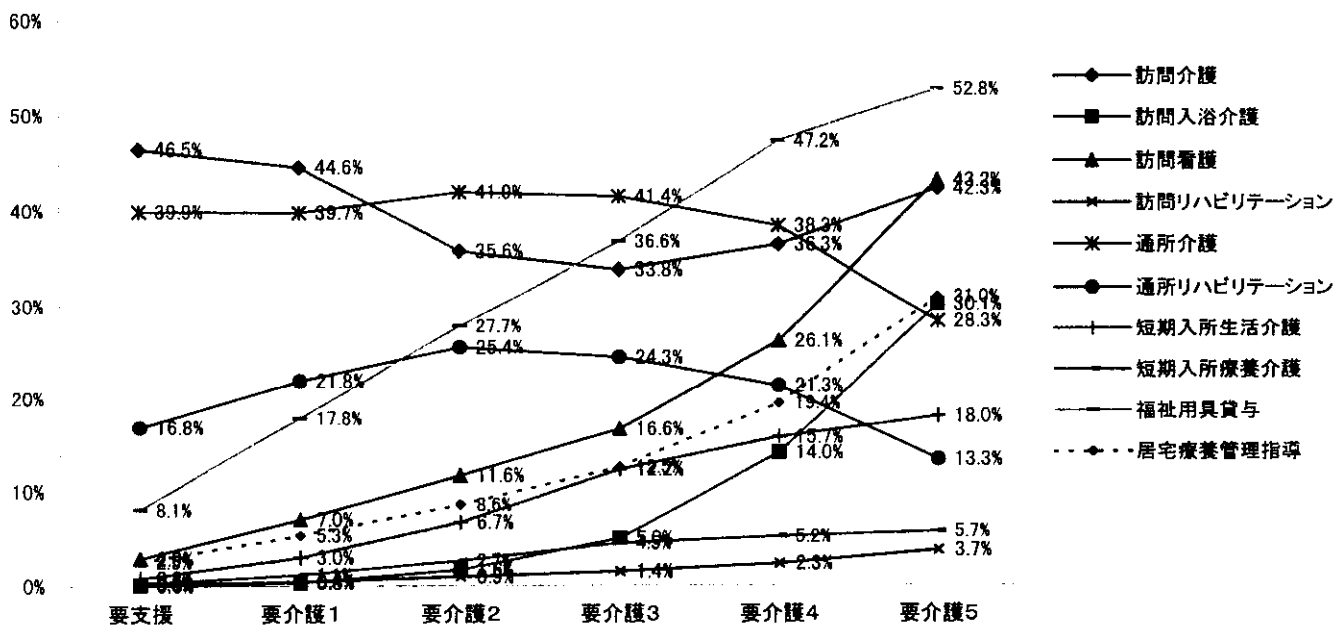
注)同一種目に分類される用具を複数利用した場合には、それぞれを1件として計上している。

\*介護給付費実態調査

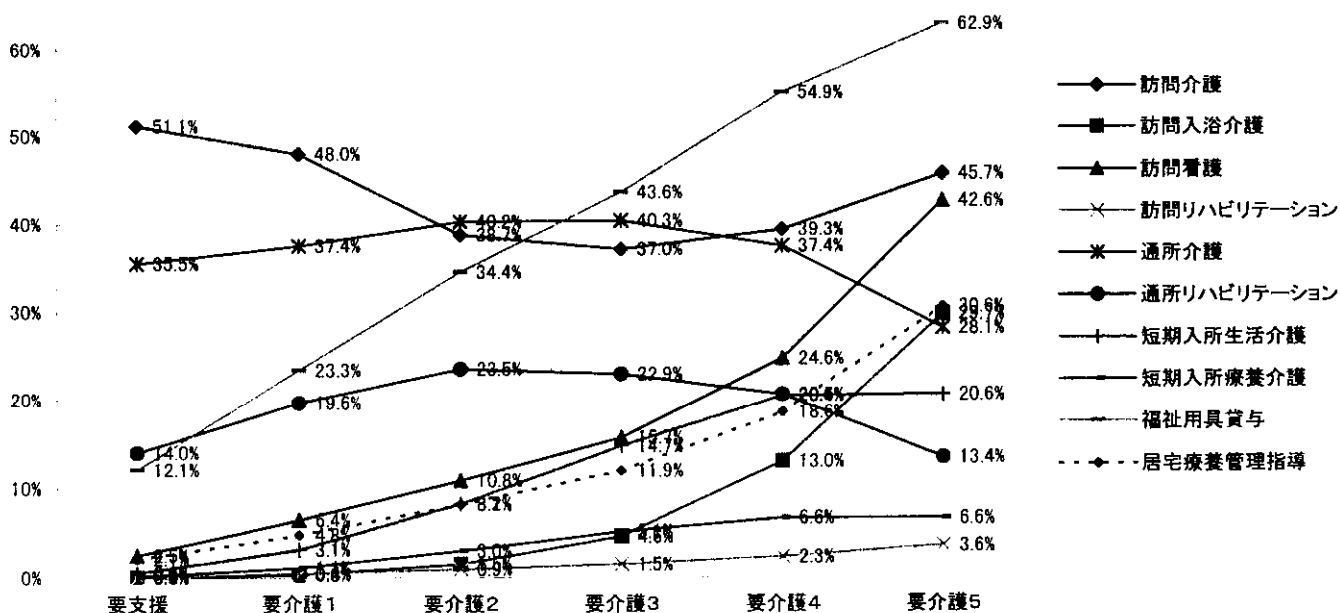
(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

# 要介護度別にみた居宅サービス利用者総数に対するサービス別利用者の割合

平成13年10月



平成14年10月



\* 介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細等を審査対象としているため、一般的に、サービス提供月は当該審査月の前月となる。)

(参考)

## 福祉用具専門相談員及び指定講習会の概要

### 1. 福祉用具専門相談員の役割

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与事業の目的である利用者の自立支援のために、福祉用具の利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行うことにより福祉用具利用者の日常生活上の便宜を図っている。

なお、指定福祉用具貸与事業所に2名以上配置されることが義務づけられている。

### 2. 福祉用具専門相談員の要件

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条に定められており、

①介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士

②厚生労働大臣が指定した講習会（福祉用具専門相談員指定講習会：40時間の講習）を修了した者

③都道府県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者が福祉用具専門相談員として認められている。

### 3. 福祉用具専門相談員指定講習会について

#### (1) 講習内容（40H）

○ 老人保健福祉に関する基礎知識（2H）

・老人保健福祉制度の概要

○ 介護と福祉用具に関する知識（20H）

・介護に関する基礎知識

・介護技術

・介護場面における福祉用具の活用

○ 関連領域に関する基礎知識（10H）

・高齢者等の心理

・医学の基礎知識

・リハビリテーション概要

○ 福祉用具の活用に関する実習（8H）

#### (2) 指定方法

上記2の②の「厚生労働大臣が指定した講習会」の指定にあたっては、福祉用具専門相談員指定講習会指定要綱に基づき、各種法人からの申請を受けて内容を審査したうえで指定を行っている。

#### (3) 指定講習数

平成15年6月末現在 123講習会

## 福祉用具貸与事業所数

		福祉用具貸与事業所数	(Aのうち休止事業者数を除く)
平成12年度	平成12年9月	4,581	2,685
	平成13年3月	5,000	
平成13年度	平成13年9月	5,456	3,839
	平成14年3月	5,884	
平成14年度	平成14年9月	6,433	
	平成15年3月	6,877	
平成15年度	平成15年5月	7,039	

※参考資料:WAM NET「介護サービス事業者情報」  
平成13年介護サービス施設・事業所調査の概況(厚生労働省発表)

## 福祉用具貸与事業所従事者数(平成13年10月1日現在)

	福祉用具専門相談員 A	その他の職員 B	合計 A+B=C
常勤職員	8,740	2,505	11,245
非常勤職員	449	290	739
合計	9,189	2,795	11,984

※1事業所(休止事業所を除く)あたりの福祉用具専門相談員(常勤職員)は平均2.27人  
※参考資料:平成13年介護サービス施設・事業所調査の概況(厚生労働省発表)

## 福祉用具専門相談員指定講習会実施状況

	指定講習会の指定団体数 D	指定講習会実施回数 E	指定講習会修了者数 F
平成12年度	70	275	16,830
平成13年度	94	408	15,079
平成14年度	125	569	19,994

※福祉用具専門相談員指定講習会の実施回数及び修了者数については事業実績報告ベース